第十八条の四十四　令第二十五条の十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一～十二　（略）

第十八条の四十五　令第二十五条の十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十六　令第二十五条の十三第一項第四号に規定する内閣府令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七　都道府県知事が法第二十一条の五の三十において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

②　（略）

③　法第二十一条の五の三十において準用する法第十九条の二十第四項に規定する内閣府令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第十九条の二　法第二十一条の十の二第三項に規定する内閣府令で定める者は、委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有している者であつて、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているものとする。

第二十二条　法第二十二条第二項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

②　法第二十三条第二項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

③～⑥　（略）

第二十三条　法第二十二条第四項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

②　法第二十三条第五項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

③　（略）

第二十五条　法第二十四条の二第一項に規定する内閣府令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一～五　（略）

第二十五条の二の二　令第二十七条の二第三号に規定する内閣府令で定める者は、入所給付決定保護者と生計を一にする者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

第十八条の四十四　令第二十五条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一～十二　（略）

第十八条の四十五　令第二十五条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十六　令第二十五条の十三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七　都道府県知事が法第二十一条の五の三十において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

②　（略）

③　法第二十一条の五の三十において準用する法第十九条の二十第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第十九条の二　法第二十一条の十の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有している者であつて、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているものとする。

第二十二条　法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

②　法第二十三条第二項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

③～⑥　（略）

第二十三条　法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

②　法第二十三条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

③　（略）

第二十五条　法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一～五　（略）

第二十五条の二の二　令第二十七条の二第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、入所給付決定保護者と生計を一にする者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）